

平成 31 年度

教育要覧

広島市教育委員会

目次

第1章 教育行財政

I 教育行政

1	教育委員会の概要	1
2	教育委員会の組織図	2
3	広島らしい新しい教育の推進	3
4	広島市教育大綱	14
5	広島市教育振興基本計画	14

II	教育財政	15
----	------	----

第2章 学校教育

I 学校教育の重点

1	幼稚園教育	16
2	小学校教育	16
3	中学校教育	21
4	高等学校教育	26
5	中等教育学校教育	29
6	特別支援教育	30
7	進路指導	31
8	国際理解教育	31
9	環境教育	32
10	情報教育	32
11	学校図書館教育	32
12	文化芸術活動の充実	32
13	道徳教育	33
14	人権教育	34
15	平和教育	34

II 学校保健・体育

1	体育・スポーツ活動の充実	35
2	保健・安全教育の充実	37

III	学校給食	40
-----	------	----

IV 学校の管理運営

1	学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入園料・入学金	42
2	指定学校変更許可基準	43

V 就学の援助・奨励

1	就学援助	44
2	私立幼稚園就園奨励費	44

VI	私立学校への助成	45
----	----------	----

目次

第3章 青少年の育成・成長支援

I 家庭・学校・地域社会における青少年の育成・成長支援の推進

- ① 青少年をはぐくむ地域づくりの推進 ----- 46
- ② 子どもの遊び場と居場所づくりの推進 ----- 47

II 青少年問題の解決に向けた取組の推進

- ① 不登校児童生徒数・いじめの認知件数 ----- 50
- ② いじめに関する総合対策 ----- 50
- ③ 総合的な相談体制の整備・充実 ----- 51
- ④ 児童生徒への支援・居場所づくり ----- 52
- ⑤ 家庭・学校・地域社会が連携した取組の推進 ----- 53
- ⑥ ひきこもりがちな青少年への支援 ----- 54

III 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

- ① 非行少年の検挙・補導状況 ----- 55
- ② 「少年サポートセンターひろしま」の運営 ----- 55

IV 青少年の自己実現と社会の担い手づくりにつながる社会参加活動の推進

- ① 協働の理念に基づくまちづくり活動の推進 ----- 57
- ② 青少年の多様な社会参加の推進 ----- 57

資料編

- 1 広島市教育大綱
- 2 広島市教育振興基本計画
- 3 広島市立学校一覧
- 4 広島市立学校園児・児童・生徒数
- 5 広島市立中学校・高等学校卒業生の進路状況
- 6 広島市立学校教職員数等
- 7 学校保健統計
- 8 記録会最高記録一覧

I 教育行政

1 教育委員会の概要

教育委員会は教育長及び委員からなる合議制の機関で、広島市教育委員会は教育長及び5人の委員で構成されている。教育長及び委員は市長が市議会の同意を得て任命する。

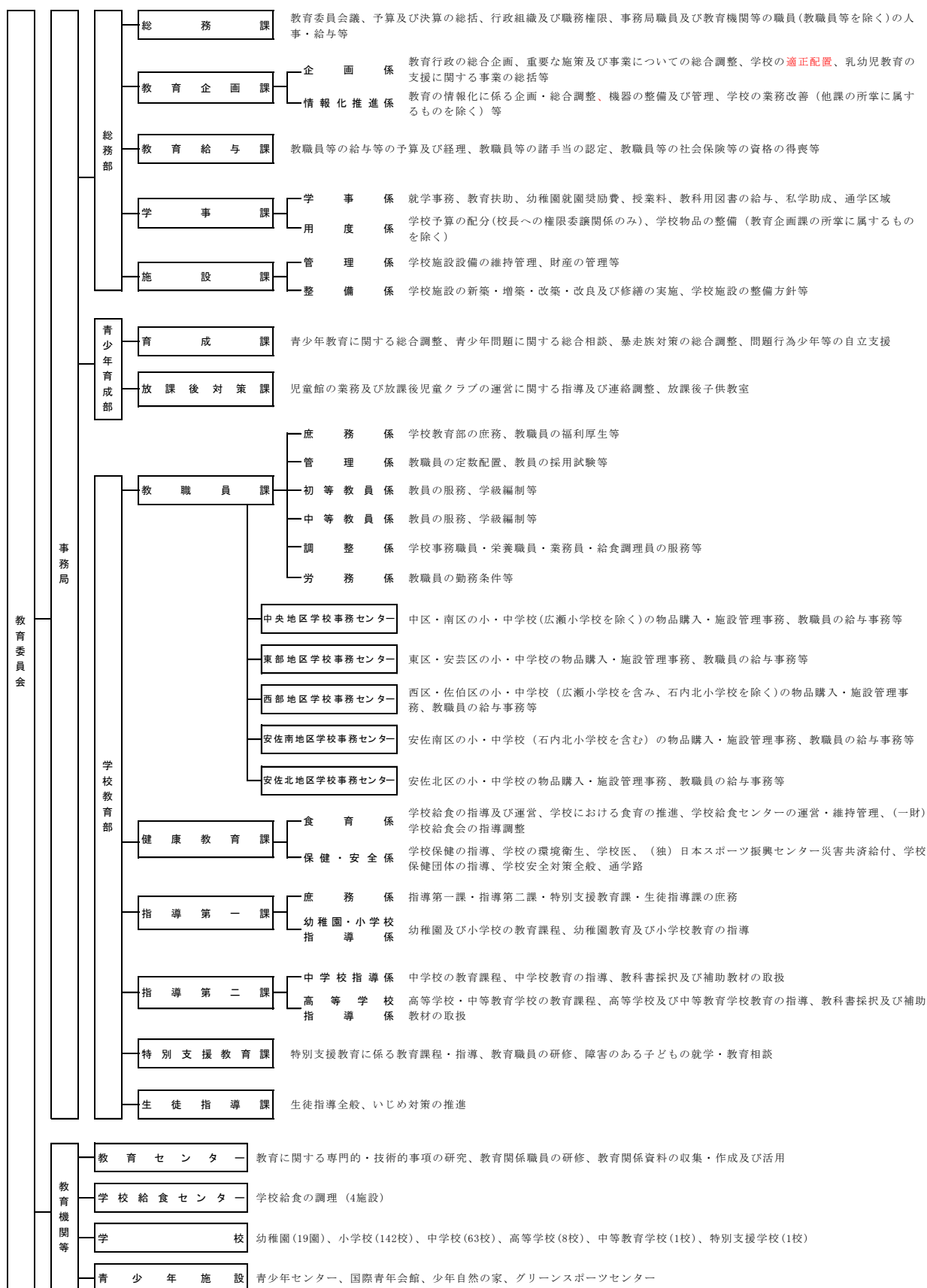
教育長及び委員は、定期的、臨時的に会議（教育委員会議）を開き、広島市の教育の方針や施策を決めている。

【現在の教育長及び委員】

<p>教育長 (H29. 4～)</p>	<p>糸山 隆(いとやま たかし)</p> 	<p>委員 (H29. 7～)</p>	<p>秋田 智佳子(あきた ちかこ)</p>  <p>弁護士</p>
<p>委員 (H24. 10～) 教育長職務 代行者</p>	<p>井内 康輝(いない こうき)</p>  <p>特定非営利活動法人 総合遠隔医療支援機構 理事長</p>	<p>委員 (H30. 4～)</p>	<p>伊藤 圭子(いとう けいこ)</p>  <p>広島大学 大学院 教育学研究科 教授</p>
<p>委員 (H24. 10～)</p>	<p>栗栖 長典(くりす ながのり)</p>  <p>広島大学 監事</p>	<p>委員 (H30. 10～)</p>	<p>西 敦子(にし あつこ)</p>  <p>山口大学 教育学部 教授</p>

2 教育委員会の組織図

教育委員会の組織図(平成31年度)



3 広島らしい新しい教育の推進

広島市 21 世紀教育改革推進総合プラン検討会議の提言を踏まえ、『心身ともにたくましく、思いやりのある人』を育むため、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、個性を生かす教育を推進するとともに、社会の変化に対応する特色ある教育活動の展開や、楽しく学び合い活動することができる教育環境、教育条件の整備・充実、学校、家庭、地域社会の連携の強化など、広島らしい新しい教育を推進・充実するための事業を実施する。

1 子どもたちに基礎・基本の学力を身につけさせる教育

(1) 少人数教育の推進

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、少人数教育による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図る。

【平成 31 年度の実施状況】

① 少人数学級の実施

- ・ 小学校全学年及び中学校 1 年生を対象に学級規模を 35 人以下とし、各学年において学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に臨時的任用教諭を配置し、35 人以下の少人数学級を実施。なお、小学校 3～6 年生の 1 学年 1 学級（児童数が 36 人～40 人）の場合は、非常勤講師を 1 人加配し、ティームティーチングを実施。（小学校 1 年生は国の学級編制の基準により 35 人以下、小学校 2 年生は基準を変更せず国の措置により加配教員を配置して 35 人以下の学級としている。）
- ・ きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭について、小学校は 136 人を採用し、73 校に配置。中学校は 32 人を採用し、32 校に配置。非常勤講師については 18 人を 13 校に配置（5 月 1 日）。
- ・ 令和 2 年度（小学校 2～6 年生）に必要となる小学校教諭、中学校教諭を採用するための選考試験を実施（11 月 22 日、23 日、24 日、29 日、30 日、12 月 1 日）。

② 少人数指導の実施

- ・ 中学校 1 年生で生徒数が学級平均 30 人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に、非常勤講師を配置し、1 学級 2 展開又はティームティーチングによる少人数指導を実施。
- ・ 中学校 2・3 年生で生徒数が学級平均 30 人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に非常勤講師を配置し、習熟度別指導又はティームティーチングによる少人数指導を実施。

(2) ひろしま型カリキュラムの推進

小・中学校の連携・接続の改善、小学校第 5 学年から中学校第 3 学年での「言語・数理運用科」及び小学校第 5・6 学年での「英語科」の実施を主な内容とする、「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施し、本市の児童・生徒の言語運用能力、数理運用能力の定着を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 小・中学校の連携・接続の改善

- ・ 中学校区ごとに設置する小・中連携教育研究会等の活用

② 「言語・数理運用科」の実施

- ・ 小学校第5学年～中学校第3学年

③ 小学校における「英語科」の実施

- ・ 小学校第5・6学年（週2単位時間、うち1単位時間は帯時間（15分×3回）で実施）
- ・ 全校に英語指導アシスタント（AIE）を配置し、担任または英語専科指導教員とのチームティーチングを実施

(3) 学力向上推進事業

児童生徒の「基礎・基本」の定着状況を把握し、一人一人の課題に応じたきめ細かな指導や学力補充などを計画的に行うとともに、小・中学校が連携し、9年間を見通した系統的な取組を実施することや、「ひろしま型カリキュラム」等の実施を踏まえ、先進的に授業改善に取り組む学校を指定し、その成果を全校に普及させることを通して、児童生徒の確かな学力の向上を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 個に応じた指導研究校、個に応じた指導特別研究校の指定

- ・ 個に応じたきめ細かな指導方法等の実践的な研究を行い、児童生徒の確かな学力の定着を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着状況を客観的に把握し、正答率30%未満の児童生徒の割合の改善に取り組むとともに、その成果を全校に普及させる。
- ・ 研究校のうち、1中学校区を特別研究校に指定し、授業過程の改善を図るとともに、放課後学習等の場において個に応じた学習支援を行い、基礎学力の確実な向上を図り、その成果を全校に普及する。

〔研究校〕 小学校9校、中学校9校

〔特別研究校〕 1中学校区（小学校2校、中学校1校）

② 英語教育特別研究校・英語教育研究校の指定

- ・ 児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、英語による聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 1中学校区を特別研究校に指定し、「英語授業の充実」「英語を使う場の創出」「小中連携の充実」の三つの柱で、実践研究を行い、その成果を全校に普及する。
- ・ 2中学校区を研究校に指定し、英語教育特別研究校で成果をあげている好事例を実施・検証しながら、その成果を全校に普及する。

〔特別研究校〕 1中学校区（小学校3校、中学校1校）

〔研究校〕 2中学校区（各中学校区、小学校2校、中学校1校）

③ 「知識・技能を活用した授業研究校」「探究的な学びを目指した授業研究校」の指定

- ・ 「知識・技能を活用した授業研究校」において、各教科等で得た知識を活用して問題を解決する等、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する指導方法等の研究を行い、その成果を全校へ普及させる。

- ・ 「探究的な学びを目指した授業研究校」において、探究の過程を適切に位置付けた単元指導計画を作成し、児童生徒がよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する指導方法等の研究を行い、その成果を全校へ普及させる。

〔推進校〕 小学校9校、中学校5校

④ 情報教育推進校

- ・ 小学校及び高等学校等と連携し、プログラミングに関する学習指導の在り方について研究を行い、その成果を全校に普及させる。

〔推進校〕 小学校2校 宇品東小、藤の木小
中学校1校 幟町中

(4) 広島市立高等学校学力向上推進事業

平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、これからの社会に必要となる資質・能力を育成するため、研究指定校において授業改善に向けた実践的な研究を行い、効果的な学習や指導方法の開発、優れた授業実践、校内研修の実施等に取り組む。

【平成31年度の実施状況】

研究指定校における研究組織体制を整備し、授業改善のための研修会を実施する等、確かな学力の向上を図る取組を推進し、公開研究授業や実践発表を通じて研究の成果を市立高等学校に普及させる。

〔指定校〕

- ・ 学力向上研究校：基町高、舟入高、広島商業高、沼田高、美鈴が丘高
- ・ 工業教育推進校：広島工業高
- ・ 中等教育学校英語教育研究校：広島中等教育

(5) 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通園、通学する幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、必要に応じて看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援を行う。

【平成31年度の実施状況】

特別支援学校に医療的ケア主任担当講師（嘱託職員）1人、医療的ケア担当講師（嘱託職員）5人、看護師（臨時職員）1人、小・中学校に看護師（臨時職員）17人を配置。

(6) 特別支援教育体制充実事業

発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して各学校で適切な指導が可能となるよう、校内支援体制の整備・充実を図る。

【平成31年度の実施状況】

- ① 大学教授、医師、臨床心理士等からなる専門家チームによる巡回相談指導の実施（12月末現在）
 - ・ 通常の学級における巡回相談指導 133回（幼稚園23回、小学校60回、中学校45回、高等学校5回）
 - ・ 生徒指導の推進に係る巡回相談指導 2回

第1章 教育行財政

- ・ 特別支援学級における巡回相談指導 32回
 - ② 特別支援教育コーディネーター研修会の開催
特別支援教育コーディネーターに対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を開催
 - ・ 研修会開催 新任者5回（5月、8月に2回、11月、1月）
経験者3回（8月に2回、1月）
選択による経験者の専門性をより高めるための研修2回（8月、10月）
 - ③ 講演会の開催
発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての理解・啓発を図るため、校長・園長等を対象とする講演会を開催
 - ・ 講演会開催3回（8月：高等学校長・中等教育学校長対象、9月：幼稚園長・小学校長・中学校長・中等教育学校長・特別支援学校長対象、2月：保護者・市民対象）
- (7) 特別支援教育アシスタント事業
小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における支援及び介助を行う。

【平成31年度の実施状況】

446人分配置

- (8) プロフェッショナル人材活用事業
高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを実施する。

【平成31年度の実施状況】

学校の年間計画により、進路指導、いじめ防止、商業、工業等、様々な分野において実施

- ① 有識者を招へいしての講座の開催
 - ・ 科学技術に関する内容や最先端の研究などをテーマとした大学教授等による講義
 - ・ キャリア教育の推進をテーマとした企業人による講義
 - ・ 専門の知識、技能を有する社会人による実技指導
 - ・ 社会保障制度や労働者の権利についての社会保険労務士による講義
- ② インターンシップの実施
 - ・ 専門高等学校における高校生の就労体験を支援

2 子どもたちに4つの力をバランスよく育む教育

(1) 子どもの生活習慣確立の推進

今日の子どもの生活について、テレビの視聴時間が長い、就寝時刻が遅くなり自分で起床できにくい、朝食をとらずに登校するなど、基本的な生活習慣が身に付いていないことが指摘されており、こうしたことは、子どもたちの健やかな成長を阻み、学力や体力の低下をもたらす一因と言

われている。そこで、学校・幼稚園と家庭、地域とが連携して、「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を推進し、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る。

【平成31年度の実施状況】

「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動

- ① 幼稚園、小学校、中学校における生活リズムカレンダーを活用した取組の実施
- ② 強化月間の設定（7月、12月）
 - ・ 「10 オフ運動」の強化月間（7月、12月）に合わせて実施
- ③ 保護者への啓発リーフレットの配布

(2) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施し、いじめや不登校、暴力行為等生徒指導上の課題への適切な対応や未然防止の取組の充実を図る。

また、児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 子どもの人間関係づくり推進プログラム

児童生徒の良質な人間関係づくりを促進し、「人間関係を築く力」を育むため、「ペアやグループによる協同学習」、「ライフスキル教育」、「異学年・異校種間の交流体験活動」等を実施

② いじめ・不登校等への早期支援プログラム

いじめや不登校等の予兆が見られる児童生徒を対象に、スクールカウンセラー等との連携による組織的な状況把握と具体的な支援の協議（コンサルテーション会議）に基づき、チーム支援等を実施

③ 児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組

小・中学校において、「楽しい学校づくり週間」（4月中）及び「いじめ防止取組強化月間」（9月中）における児童会・生徒会による主体的ないじめ防止に向けた取組を実施

(3) 道徳教育推進事業

各校において、児童生徒の規範性や生命の尊重、思いやりなどの豊かな心を育むことを目的として、「考える道徳」や「議論する道徳」を目指した授業実践や、広島市道徳教育プログラムの活用、家庭・地域と連携した「特別の教科 道徳」の授業の実施及び体験活動等、道徳教育の一層の推進を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 道徳の教科化に対応するための研修会の開催

- ・ 「特別の教科 道徳」の円滑な実施を図るための研修会等の開催

各学校の校長、道徳教育推進教師等を対象に「特別の教科 道徳」の円滑な実施を図るための研修会を開催（小学校 令和元年12月24日、令和2年1月9日、中学校 令和元年6月27日）

- ・ 道徳の授業づくりに係る研修の実施

小学校2校、中学校2校の道徳教育研究校において、「特別の教科 道徳」における授業づくり及び評価方法等の実践研究の成果を普及する公開授業研修会を開催（4回）

② 「広島グッドチャレンジ賞」表彰式の開催

中学生及び高校生を対象に、社会や地域に貢献した生徒や生徒会等の表彰

- ・ 実施日 令和2年1月8日（水）
- ・ 受賞者数 個人部門40人、グループ部門138組、生徒会部門59組

③ みんなで語ろう！心の参観日の実施

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、外部講師を招へいし、児童生徒の豊かな心を育むことをテーマとした道徳の授業を公開し、その内容について児童生徒や保護者・地域住民と意見交流を行う。

(4) 感動体験推進事業

各園・学校が、幼児児童生徒の心に一生刻まれるような特色ある体験活動（食、文化芸術、ものづくり、仲間づくり、職業、環境、修養、自然、福祉など）を創造し、学ぶ楽しさや成就感を体得させ、豊かな心の育成を図る。

また、様々な体験活動を通して、自分自身の在り方を振り返り、自己の存在感や自己実現の喜びを実感させるとともに、地域の人々との出会いや交流を通してコミュニケーション能力を培い、円滑な人間関係の形成や社会性のかん養を図る。

【平成31年度の実施状況】

幼稚園2園、小学校72校、中学6校、特別支援学校1校を推進校に指定し、特色ある学校づくりや学校の課題解決に沿った創意工夫ある体験活動の取組を学校教育活動に位置付けて実施。

《主な体験内容》

- ・ 幼稚園：宿泊体験
- ・ 小学校：乗馬体験、カヌー体験、伝統文化（茶道、陶芸など）体験、ものづくり体験、栽培体験、稲作体験、河川の生物や水質の調査など
- ・ 中学校：老人や幼児との交流、カヌー・ローボート体験、地域への植樹・苗の植え付け、職場体験など
- ・ 特別支援学校：音楽会体験

(5) 文化の祭典の開催

小学校・中学校・高等学校の各校種における文化の祭典を開催し、幼児児童生徒の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供することにより、文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 小学校の部

- ・ 開催部門：展示（書写・図画工作）の部・ことばの部・音楽の部
- ・ 期間：令和元年12月7日（土）～12月19日（木）
- ・ 会場：広島文化学園HBGホール、JMSアステールプラザ、西区民文化センター
- ・ 参加校数：143校

② 中学校の部

- ・ 開催部門：展示部門（書道・社会科・美術・技術科・家庭科）
演劇・言語活動部門（演劇・放送コンテスト・英語暗しょう・話し方）
音楽部門（吹奏楽・合唱・器楽）
囲碁・将棋
- ・ 期 間：令和元年10月26日（土）～11月10日（日）
- ・ 会 場：JMSアステールプラザ、中央公民館
- ・ 参加校数：66校

③ 高等学校の部

- ・ 開催部門：ステージの部（演劇・放送・^{そら}箏曲・合唱・吹奏楽・音楽・合同バンド）
展示の部（美術・アート・書道・茶道・華道・写真・文芸・新聞・工業・情報科学・インターネット・総合展示・放送）
- ・ 期 間：令和2年1月8日（水）～1月12日（日）
- ・ 会 場：西区民文化センター
- ・ 参加校数：10校

(6) 体力向上推進事業

全児童生徒を対象として実施している「新体力テスト」結果の分析をもとに、運動の動機付け、運動量の確保、体育科・保健体育科授業の質の向上を図る取組を推進し、児童生徒の体力の向上を図る。

【平成31年度の実施状況】

① 体力アップハンドブック（小学校3～6年生）

- ・ 児童が自主的・主体的に体力づくりに取り組む態度と習慣を養う体力アップハンドブックの活用（配布：5月）

② 体力アップ認定証（小学校3～6年生、中学校2～3年生）及び体力優秀賞（小学校3～6年生、中学校1～3年生）

- ・ 新体力テストにおいて一定の基準を満たした児童生徒に体力アップ認定証及び体力優秀賞の交付（1月）

「体力アップ認定証」交付者数：小学校（3～6年生）17,187人（40.1%）

中学校・中等教育学校（2～3年生）7,350人（40.0%）

「体力優秀賞」受賞者数：小学校（3～6年生）2,404人（5.6%）

中学校・中等教育学校（1～3年生）1,808人（6.5%）

③ 体力向上推進校における授業改善の実施

- ・ 推進校が児童生徒の体力の向上を図る取組を実施し、研究の成果を授業公開、報告書等を通して全校に普及
- ・ 体力向上推進校の指定 小学校2校、中学校2校

④ 各研修会等

- ・ 教員の指導力の向上を図る研修会等の開催
- ・ 体力づくり推進リーダー研修会（5月）

第1章 教育行財政

- ・ 体育実技講習会（12月）
- ・ 体力づくり講演会（1月）

(7) 高校生の国外留学推進事業

時代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生きる力を育成するため、交換留学を行う。

【平成31年度の実施状況】

- ・ 平成30年度選考生徒の長期海外派遣 3人
- ・ 平成31年度短期留学プログラム
フィリピン・セブ島6人、カナダ・モントリオール8人、アメリカ・ホノルル8人
- ・ 令和2年度長期海外派遣生の選考
- ・ 海外からの留学生受入れ 2人

3 学校の信頼性を高める学校運営体制の充実・強化

(1) 学校評価の推進

全ての学校において継続して自己評価・学校関係者評価を行うとともに、学校評価に関する専門研修を行い、学校経営支援システムによる学校支援を実施して、学校評価システムの改善・充実に向けた取組を進める。

【平成31年度の実施状況】

- ① 自己評価・学校関係者評価の改善・充実
 - ・ 重点化と効率化の推進
 - ・ 教職員（学校評価担当者等）対象の専門研修実施（6月：1日、夏季休業中：2日、2月：1日）
- ② 学校経営支援システム（指導主事及び学校経営アドバイザー等による学校経営支援）
 - ・ 過年度の実施校に対する支援（校内研修、指導主事・学校経営アドバイザーの派遣等）

《実施校》

- ・ 平成23年度：楠那小、楠那中
- ・ 平成24年度：牛田小、二葉中、五日市南中
- ・ 平成25年度：尾長小、三入中
- ・ 平成26年度：深川小、狩小川小、高陽中
- ・ 平成27年度：河内小、八幡東小、三和中
- ・ 平成28年度：原小、原南小、祇園東中
- ・ 平成29年度：亀山小、亀山南小、亀山中
- ・ 平成30年度：大塚小、伴南小、石内北小、大塚中

(2) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト

学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図るため、学校協力者会議のコーディネーターを中心として、家庭・地域による学校への教育支援活動や学校による地域貢献活動をサポートする。

【平成31年度の実施状況】

中学校40校（幟町中、吉島中、国泰寺中、温品中、戸坂中、二葉中、福木中、大州中、段原中、宇品中、似島中、中広中、己斐中、庚午中、井口中、井口台中、安佐中、祇園中、祇園東中、戸山中、安佐南中、高取北中、東原中、高陽中、落合中、亀山中、清和中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、瀬野川中、阿戸中、船越中、三和中、五月が丘中、美鈴が丘中、五日市中、五日市南中、砂谷中）において、以下の活動を実施。

- ① 家庭・地域による教育支援活動
 - ・ 放課後における学習支援など
- ② 学校による地域貢献活動
 - ・ 地域清掃活動など

4 新しい時代に対応した、ゆとりとやすらぎのある教育環境の整備

(1) 幼保小連携の推進

「幼稚園と保育園のよりよい連携のあり方検討委員会」の最終報告に基づき、小学校への円滑な移行を視野に入れた幼保連携を実現するため、市内全小学校区に、各小学校区内又は近隣にある幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の教員等で構成する幼保小連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を行う。

【平成31年度の実施状況】

全小学校区で以下3点を実施

- ① 幼保小連携推進委員会設置
 - ・ 各小学校区の実態に応じ、研究の全体計画の立案・運営等を行う。
- ② 幼保小合同研修会、交流授業、「園に行こう週間」の実施
 - ・ 小学校区内に連携を進めている幼稚園・保育園・認定こども園等がある小学校において、「園に行こう週間」を計画・実施する。
- ③ 地域への情報公開

(2) 高・大連携の推進

大学の専門的な人的資源を活用することにより、高等学校の特色ある取組を活性化するとともに、高等学校教員の専門性の向上を図るなど、「魅力ある高校づくり」を推進する。

【平成31年度の実施状況】

- ① 広島市高大連携専門講座の開催
 - 講座名：「塑像による首像彫刻の制作」
 - 実施日：令和元年8月19日（月）、20日（火）、の2日間
 - 参加者：高等学校生 17人 教員1人

- ② 広島市高大連携国際講座の開催
講座名：「英語の表現技巧ーイディオム、誇張、メタファー」
実施日：令和元年8月8日（木）
参加者：高等学校生 13人
- ③ 教育ネットワーク中国主催の高大連携授業・連携講座への参加
参加者：市立高等学校生 77人

(3) 就職支援活動の推進

高校生の就職相談や求人開拓を行うために、教育委員会に就職コーディネーター2名を配置し、就職を希望する生徒の支援を行う。

【平成31年度の実施状況】（11月末現在）

- ① 定期的な学校訪問の実施
進路指導主事等との情報交換及び生徒面談（139回）
- ② 就職に係る連携機関への訪問
ハローワークや労働局等と連携を取り、企業情報の収集（45回）
- ③ 企業訪問の実施
求人開拓や企業の実態把握（668回）

(4) 通学区域の弾力的運用の推進

通学距離に関する利便性の向上を図ることや、学校に対する関心を高め、信頼される学校づくりを促進するため、市立中学校における隣接校・行政区域内校選択制を実施する。

【平成31年度の実施状況】

- ① 小学校6年生とその保護者への学校情報の提供
 - ・ 平成31年度版中学校ガイドブックの作成・配布（7月）
 - ・ 各中学校における学校公開週間、学校説明会の実施（8～10月）
- ② 令和2年度入学に係る隣接校・行政区域内校選択制の希望申請受付等
 - ・ 各学校の受入数の設定（59校1,800人）と公表（情報提供：9月）
 - ・ 希望申請書、希望変更届の受付（最終申請者998人）
 - ・ 最終申請が受入数を超えた学校（8校）について公開抽選会を実施（12月）
- ③ 保護者からの意見聴取
 - ・ 希望申請の際に志望動機を聴取

(5) 広島特別支援学校児童生徒の地域活動の推進

障害児と地域のボランティア等の活動グループが、公民館等を拠点として地域との交流を行う事業等に対して助成を行う。

【平成31年度の実施状況】

助成を行った活動グループ数：20団体

(6) 特別支援教育におけるICT活用による指導の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、ICT機器を障害の状態や特性等に応じて有効に活用することにより、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図る。

【平成31年度の実施状況】

平成26年度からのモデル事業を経て、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に順次タブレット端末の整備を進め、平成31年度までに287台（128校）整備し、効果的な活用を推進。

5 「新しい教育の推進」以外の施策

(1) 子どもの安全対策の推進

子どもを犯罪から守るため、「子どもの見守り活動10万人構想」のもと、保護者や地域の方々等の協力を得て、地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを推進するとともに、子ども自身の自己防衛力を高める取組を行う。

【平成31年度の実施状況】

① 見守り・巡回活動の取組

- ・ 「子ども見守り活動10万人構想」の継続・推進
- ・ 毎月22日の「子ども安全の日」に、学校・家庭・地域において子どもの安全を守るための様々な取組の実施
- ・ 小学校及び中学校等に配備したバイク・電動アシスト自転車等による巡回活動の実施
- ・ 教職員、児童及び保護者等による通学路の定期的な点検

② 児童生徒の自己防衛意識の高揚

- ・ 「安全意識啓発マップづくり」を小学校で実施
- ・ 防犯教室を、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で開催

③ 子どもを守るまちづくりの推進

保護者や地域の方々の危機管理意識の高揚を図るための講演会の開催（11月）

(2) 安全でおいしい給食の推進

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応等、学校給食の喫緊の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」からの提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

【平成31年度の実施状況】

① 食物アレルギー対応の充実

除去食対応研修及びアナフィラキシー対応研修の実施

② 衛生管理の強化

ノロウイルス等による食中毒の予防及び異物混入の防止に関する研修の実施、各調理場への衛生用品の配付

③ 給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への計画的な切替え

- ④ 学校給食費未納・滞納対策の推進
卒業生等に係る未納対策の実施、給食費の公会計化に向けた検討
- ⑤ 学校給食の提供体制の在り方検討
デリバリー給食の解消、老朽化する自校調理場等への対応、より安全でより効率的、かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題をトータルで解決するという考え方の下で検討実施

(3) 食育の推進

学校において食育を推進するため、各学校の組織的な取組を一層促進するとともに、給食の時間及び各教科における指導方法の更なる工夫、改善に向けた取組を実施する。

【平成31年度の実施状況】

- ① 指導体制の充実
 - ・ 栄養教諭が配置されていない学校における食育推進方策の検討
- ② 指導内容の充実
 - ・ 食育推進担当者、栄養教諭、学校栄養職員等を対象とした食育研修の実施
- ③ 給食献立の充実
 - ・ 学校給食の献立内容の一層の充実
 - ・ 学校給食における地場産物の活用促進
 - ・ 児童生徒が考案した献立の募集・実施
- ④ 家庭・地域との連携強化
 - ・ 食育だよりやフェイスブック等による食に関する情報の発信

4 広島市教育大綱

市長が、総合教育会議における教育委員会との協議・調整の下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針として、「広島市教育大綱」を定めている。

この教育大綱を踏まえた具体的な取組は、広島市教育振興基本計画に掲げる「主な取組」等として実施される。

5 広島市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「広島市教育振興基本計画」を定めている。

II 教育財政

平成31年度当初予算の概要

1 予算規模

(単位：%)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減額 C=A-B	増減率 C/B×100
教育費	960億1,057万9千円	957億4,164万6千円	2億6,893万3千円	0.3
教育施設災害復旧費	1億9,680万円	—	1億9,680万円	皆増
計	962億737万9千円	957億4,164万6千円	4億6,573万3千円	0.5

2 性質別予算額の比較（教育委員会所管分）

(単位：%)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	差引増減額 C=A-B	増減率 C/B×100
投資的経費	50億1,914万4千円	64億3,352万7千円	▲14億1,438万3千円	▲22.0
普通建設事業費	48億2,234万4千円	64億3,352万7千円	▲16億1,118万3千円	▲25.0
学校教育施設	45億6,772万9千円	60億4,310万1千円	▲14億7,537万2千円	▲24.4
青少年教育施設等	2億5,461万5千円	3億9,042万6千円	▲1億3,581万1千円	▲34.8
災害復旧事業費	1億9,680万円	—	1億9,680万円	皆増
物件費等	159億9,459万9千円	150億3,392万1千円	9億6,067万8千円	6.4
人件費・賃金	751億9,363万6千円	742億7,419万8千円	9億1,943万8千円	1.2
計	962億737万9千円	957億4,164万6千円	4億6,573万3千円	0.5

3 当初予算額の推移

(単位：%)

区 分	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
一般会計	6,700億5,261万1千円	6,509億6,794万7千円	6,456億319万円	5,989億8,953万6千円
増減率	2.9	7.8	△1.3	3.6
教育費及び 教育施設災害復旧費	962億737万9千円	957億4,164万6千円	950億1,709万7千円	409億5,417万5千円
構成比	14.4	14.7	6.8	8.2
増減率	0.5	132.0	△17.2	15.5

I 学校教育の重点

1 幼稚園教育

- ・ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう教育課程を編成し、調和のとれた指導計画の作成及び計画的な環境の構成と援助の工夫に努める。
- ・ 幼児教育の充実を図るため、幼稚園生活全体において、遊びを通しての総合的な指導に努める。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、幼児の発達の課題に即した指導方法の改善に努める。
- ・ 自然体験・社会体験などの直接的・具体的生活体験を重視し、自ら健康で安全な生活をつくり出す力、自立心や人と関わる力、言葉に対する感覚や言葉で表現する力等の育成に努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況についての情報公開に努める。

2 小学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語の教育としての立場を重視し、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育て、伝え合う力を高めるため、指導目標や指導内容の重点化を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てるため、指導に当たっては、各領域の特質を理解し、適切に指導を行うとともに、それぞれの能力が偏りなく育成されるように配慮する。特に、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の指導に当たっては、配当する授業時数に配慮し、意図的、計画的に指導する機会を設ける。
- ・ 国語の基礎となる伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の内容を十分に身に付けさせるため、各領域の学習を通して適切に指導したり、繰り返して指導する必要があるものについては、特に取り上げて指導したりするなど、系統的・継続的な指導に努める。
- ・ 本に親しんだり調べたりする活動を指導過程に位置付け、学校図書館を計画的に利用し、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用を図る。
- ・ 単元の評価規準と目指す児童の姿を明確にし、学習過程における一人一人の児童の学習状況を的確に把握し、個に応じた指導を充実させる。
- ・ 情報収集や情報発信の手段としてICTを効果的に活用する機会を設けるよう努める。

➤ 社会科

- ・ 公民としての資質・能力の基礎を養うため、目標の明確化、指導の重点化を図り、単元構成や授業設計に工夫・改善を加えるとともに、地域・学校の実態に即した指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。

第2章 学校教育

- ・ 自ら学ぶ力を高めるため、学習問題を把握し主体的に解決していけるように、発達段階に即した多様な指導方法の工夫と改善を図る。
- ・ 児童が社会的事象に関心をもって関わり、それらの意味や働きを多面的に考察し、公正に判断する能力を育てていくために、地域の社会的事象を教材化したり、既存の教材を再構成したりして、指導を効果的に進めるよう努める。
- ・ 社会的事象を具体的に観察・調査させたり、地図や地球儀、年表、各種の資料を効果的に活用させたりして、社会的な見方・考え方を育てる場の構成に努める。
- ・ 指導と評価の一体化を図るため、児童の学習状況を的確に把握し、一人一人のよさを生かす評価の方法を工夫するよう努める。
- ・ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどのICTを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うよう努める。

➤ 算数科

- ・ 算数科の目標や単元の本質に迫る授業の実現を図るため、個々の単元について指導のねらいや内容を明確にとらえ、他の単元の指導との関連を考慮した指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、言葉、数、式、図、表、グラフを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れる。
- ・ 数量や図形についての知識・技能の確実な定着や、数学的な思考力・表現力の育成を図るため、算数としての系統性を重視しつつ、学年間で指導内容の一部を重複させる。それによって、指導内容をなだらかに発展させたり、学び直しの機会を設けたりするなど、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。
- ・ 数量や図形についての基礎的な能力の習熟や維持を図るため、児童が積極的に取り組むことのできる練習方法を工夫し、計画的に指導するよう努める。
- ・ 個に応じた指導の充実を図るため、学習過程における一人一人の児童の学習状況を的確に把握し、指導方法の改善・充実に努める。
- ・ 数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするため、必要な場面において、デジタル教科書などのICTを適切に活用するよう努める。

➤ 理科

- ・ 自然についての認識を形成し、自然を科学的に追究する能力及び態度を育成するとともに、自然を愛する豊かな心情を培うため、指導内容の重点化と教材の精選を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 自然事象の性質や規則性について、科学的な見方や考え方を自ら構築するとともに、その有用性を実感することができるようにするため、実社会・実生活との関連を一層重視し、ものづくりや自然環境に関連付けた教材の開発や指導法の改善に努める。
- ・ 問題解決の能力や科学的に追究する態度を育成するため、児童一人一人が見通しをもって観察、実験などを行う主体的な問題解決の活動とその過程を重視した指導に努める。

第2章 学校教育

- ・ 理科に関する施設や設備等の効果的な活用を図るとともに、観察、実験における事故防止等の安全指導及び薬品や実験器具等の安全管理に努める。
- ・ 指導と評価の一体化を図るため、児童の学習状況を的確に把握し、一人一人のよさを生かす評価の方法を工夫するよう努める。
- ・ 観察、実験、栽培、飼育及びものづくりの指導については、指導内容に応じてICTなどを適切に活用するよう努める。

➤ 生活科

- ・ 生活科の趣旨について全校で共通理解を深めるとともに、教育実践に評価を加えながら、それぞれの学校の地域環境に即し、2年間を見通した特色ある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 具体的な活動や体験を通して、児童の中にどのような資質や能力が育つかを吟味して指導を展開するとともに、生活科の指導過程の在り方や授業における教師の支援の在り方について研究を進める。
- ・ 一人一人の児童を観察や作品、自己評価など、多様な方法で継続的に見取り、児童にとって必然性があり発展と深まりが見られるような学習活動の充実を図る。
- ・ 校外学習の際には事前調査を十分に行い、学習に先立って安全についての適切な指示を与えるとともに、絶えず全児童に目を配りながら、児童自身が安全に気を付けて行動することができるよう指導に努める。
- ・ 児童を取り巻く地域の環境を、児童の思いや願いを育て、意欲や主体性を引き出すことができるかという観点から調査し、よりよい環境づくりに努めるとともに、それらが有効に生かされるよう指導計画に位置付ける。
- ・ 観察や見学、活動の学習記録を残すため、児童がデジタルカメラで撮影するなど、ICTを活用する機会を設けるよう努める。

➤ 音楽科

- ・ 音楽を愛好する心情と音楽に対する豊かな感性を育てるとともに、音楽活動に必要な基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うため、学校や児童の実態に応じてねらいを明確にした指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童が楽しく音楽に関わり、音楽経験を生かして、生活を明るく潤いのあるものにすることを重視した学習活動の充実を図る。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、児童の思いや願いを実現するような学習活動を行うことができるよう、改善に努める。
- ・ 我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を深めるための題材計画の作成、表現活動及び鑑賞活動の指導法の改善に努める。
- ・ 児童が歌詞に合ったイメージを膨らませたり、楽曲の構造を理解したりすることができるよう、ICTの効果的な活用に努める。

➤ 図画工作科

- ・ 創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形の働きに関心をもち、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むことを重視し、各学校の児童の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成して指導の充実を図る。
- ・ 指導計画及び評価計画において、児童に育成する資質や能力を明確にした題材を設定するとともに、児童一人一人の資質や能力が高まるよう、個に応じたきめ細かな指導に努める。
- ・ 創造性を育む造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かに関わる態度を育み、生活を美しく豊かにする造形の働きを実感させるような指導に努める。
- ・ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするため、自分の思いを語り合うなど、鑑賞の指導の充実を図る。
- ・ コンピュータやカメラなどのICTを利用することについては、表現や鑑賞の活動において用いる表現方法の一つとして扱うとともに、必要性を十分検討し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 家庭科

- ・ 家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てるため、指導内容・題材の構成、指導の順序及び重点の置き方を工夫し、地域や学校、児童の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、自分の成長を自覚するとともに、家庭生活への関心を高め、その大切さに気付くための指導の充実を努める。
- ・ 日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、身近な生活に活用できるようにするとともに、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てるための指導の充実を努める。
- ・ 家庭科における学習効果を高めるため、教材・教具等の研究と作成に努め、併せて施設・設備等の活用を図るとともに、事故の防止や安全・衛生に努める。
- ・ 調査・研究、実習、観察・実験などにおいて、ICTを適切に活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 体育科

- ・ 地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮し、小学校6年間を見通して、運動の実践が円滑に行われるなど調和のとれた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てることを重視し、児童の発達の特性を考慮した運動に仲間と豊かに関わりながら取り組むことができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 心と体を一体としてとらえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって、自ら進んで体力を高めることができるようにするとともに、自分やチームの力に合った運動の課題をもち、その課題の解決を目指して活動を考えたり工夫したりすることができるよう学習活動の充実を図る。
- ・ 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成するため、健康の大切さを認識し、健康なライフスタイルを確立する観点に立って、指導内容の改善を図る。
- ・ 模範演技など運動の参考となる資料や、身体の発育や心の発達・安全指導に関する情報を収集す

第2章 学校教育

る等、コンピュータやネットワークなどのICTを適切に活用できる場を設け、指導の効果を高めるよう工夫することに努める。

➤ 言語・数理運用科

- 日常生活に見られる様々な事象について、テキストから目的に応じて必要な情報を取り出し、各教科等で身に付けた知識や経験と関係付けて思考・判断し、自らの考えを適切に表現する力を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や児童の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- 情報を読み取る際には、児童の発達段階に応じ、目的や意図を明確に把握させた上で、限られた時間に一定量の情報を読み取ったり処理したりする力を育むようにする。
- 思考・判断する際には、十分な時間を確保するとともに、個人、ペア、グループなど様々な学習形態を工夫し、思考を深めるようにする。
- 目的意識をもって表現できるように、誰に対して、どのような形で発信するのかなど、表現の場を工夫するとともに、文・文章、数式・図表・グラフなど多様な表現方法を取り入れるようにする。
- 児童一人一人の学習状況を的確に把握し、適切な助言・評価を行うとともに、学習指導の改善の見直しと個に応じた指導の充実を図る。
- 学習過程のそれぞれの場面で、必要に応じてICTを活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 英語科

- 英語による活動を通して、言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や児童の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- 15分授業においては、英単語の音声や身近な英単語に親しんだり、英単語の仕組みに気付いたりすることができるよう、多くの英単語に繰り返し触れる学習活動を工夫するよう努める。
- 45分授業においては、英単語の音声や意味に慣れ親しむことができるよう、15分授業で学習した英単語を用いて情報や自分の考えなどを伝え合う学習活動を計画し、児童が日頃から親しんでいる場面や話題を取り上げるように工夫する。
- 言語や文化への気付きを促し、言語や文化に対する興味・関心を高めるようにする。

➤ 特別の教科 道徳

- よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、児童や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つめたりすることができるよう工夫し、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- 児童が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育てることができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。

第2章 学校教育

- ・ 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

➤ 特別活動

- ・ 学校の教育目標との関連において、特別活動の重点目標を設定するとともに、各内容の特質を生かし、一貫性を重視した系統性のある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 学級活動の指導に当たっては、児童の自主的、実践的な活動が助長されるようにするとともに、学級、学校や児童の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図る。
- ・ 児童会活動及びクラブ活動の指導に当たっては、異年齢集団による自発的、自治的な活動が展開されるよう適切な授業時数を充てる。
- ・ 学校行事の指導に当たっては、他の教育活動との関連を図り、調和のとれた計画を立てるとともに、体験的な活動を効果的に展開する。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間の趣旨やねらいに基づき、地域や学校、児童の実態に応じた特色ある取組が進められるよう、各教科等との関連を図りながら指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や多様な学習に応えられるよう、学習形態や指導体制の工夫、地域の人材や学習機関等の活用、学校内外の学習環境の整備に努める。
- ・ 問題解決的な活動が発展的に繰り返される探究的な学習活動となることや、他者と協働して課題を解決する協働的な学習活動となるよう工夫する。
- ・ 各学校の指導の目標や内容に基づいて評価の観点を定め、児童一人一人のよさを生かし、指導に生きる評価の在り方や方法を工夫する。
- ・ 国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動を工夫する。
- ・ 情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動を工夫する。

3 中学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語の教育としての立場を重視し、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるため、指導目標や指導内容の重点化を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育て

るため、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域の特性を生かしつつ、それぞれを関連付けた指導の充実に努める。とりわけ、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の指導に当たっては、配当する授業時数に配慮し、意図的、計画的に指導する機会を設けるとともに、生徒の実態に応じた様々な言語活動の工夫を行う。

- ・ 国語の基礎となる「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の内容を十分に身に付けさせるため、三領域の指導を通して適切に指導する。知識をまとめて指導したり、繰り返して指導したりすることが必要なものについては、特にそれだけを取り上げて学習させることにも配慮し、系統的・継続的な指導に努める。
- ・ 「書写」に関する指導については、文字を正しく整えて速く書くことができるようにするため、配当する授業時数に応じて、意図的、計画的に指導する機会を設けるとともに、毛筆を使用した書写の指導を各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう配慮する。
- ・ 本に親しんだり調べたりする活動を指導過程に位置付け、学校図書館を計画的に利用し、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用を図る。
- ・ 情報収集や情報発信の手段としてICTを活用する機会を設け、指導の効果を高めるよう努める。

➤ 社会科

- ・ 国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うため、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開する社会科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視した改善を図る。
- ・ 様々な資料を適切に収集、活用して事象を多面的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる学習の充実に努める。
- ・ 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに、作業的・体験的な学習の充実を図る。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTの効果的な活用を図る。

➤ 数学科

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、それらを活用する能力を育成するため、学習内容の系統性を生かし、適切な指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の充実を図る。
- ・ 数学的活動を充実に、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則を十分理解させ、数学的な表現や処理の仕方についての能力を伸ばすため、指導内容の構造化を図る。
- ・ 教材のもつねらいを的確に把握し、教材の構成や分量、範囲・配置などについて一層の精選を図るとともに、指導についての適切な評価を行い、生徒の実態に即した指導方法の工夫改善に努める。
- ・ 学習効果を高めるため、教材・教具の工夫とその提示の仕方、発問や板書の工夫、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTの効果的な活用を図るとともに、わかる授業の創造を目指した実践研究を行い、充実した授業の展開に努める。

➤ 理科

- ・ 科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象について理解を深め、科学的な見方や考え方を養うため、3年間を見通した効果的な指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 観察・実験を一層重視し、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動の充実を図る。
- ・ 学習過程の構成に当たっては、発問、学習形態、教材提示、板書等について教科内での共同研究を進め、生徒が目的意識をもって主体的に探究する学習活動に取り組むことができるよう指導方法を工夫するとともに指導方法についての適切な評価を行う。
- ・ 理科の施設・設備・備品等の効果的な活用と毒物・劇物等の安全管理を図るとともに、予備実験を行って安全について確認するなど、観察、実験における事故防止に努める。
- ・ 観察、実験の過程での情報検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、ICTを積極的に活用するよう努める。

➤ 音楽科

- ・ 音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養うため、学校や生徒の実態に応じてねらいを明確にした指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が楽しく音楽に関わり、音楽活動の喜びを得るとともに、生活を明るく豊かなものにするような学習活動の充実を図る。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動の関連・充実を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、生徒の思いや意図を実現するような学習活動をより活発に行うことができるよう、主体的な学習を展開し、多様な学習形態による指導過程の改善に努める。
- ・ 我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を深めるための題材計画の作成、表現活動及び鑑賞活動の指導法の改善に努める。
- ・ 指導の全般にわたって、ねらいに応じたソフトウェアや情報通信ネットワークなどICTの活用を図り、学習を効率よく進めたり、生徒の学習意欲を高めたりするなど、充実した授業の展開に努める。

➤ 美術科

- ・ 創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の美術の働き・美術文化に関心をもち、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むことを重視し、各学校の生徒の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成して指導の充実を図る。
- ・ 指導計画及び評価計画において、生徒に育成する資質や能力を明確にした題材を設定するとともに、生徒一人一人の資質や能力が高まるよう、個に応じたきめ細かな指導に努める。
- ・ 創造性を育む造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かに関わる態度を育み、生活を美しく豊かにする美術の働きを実感させるような指導に努める。

第2章 学校教育

- ・ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするため、自分の価値意識をもって批評し合うなど、鑑賞の指導の充実を図る。
- ・ 美術文化の継承と創造への関心を高めるため、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導の充実努める。
- ・ コンピュータやカメラなどのICTを利用することについては、表現や鑑賞の活動において用いる表現方法の一つとして扱うとともに、必要性を十分検討し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 保健体育科

- ・ 積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるため、学校の実態等に応じて運動を弾力的に取り上げた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 運動の実践を通して、自己の能力に応じた課題を解決することにより運動の楽しさや喜びを味わうとともに、技能を高めることができるよう指導の充実努める。
- ・ 運動の楽しさを体得させるため、生徒一人一人の課題を明確化することにより、学習意欲を高め、一人一人の能力に応じた指導法の改善・充実努める。
- ・ 健康・安全についての実践力を育てるため、教材・教具の特性を理解し、その効果的な活用と安全管理の徹底及び保健学習の充実努める。
- ・ 運動に関する領域や体育理論、保健分野の指導に当たって、学校の実態や生徒の学習の状況によっては、必要に応じて、ICTや情報通信ネットワークなどを情報モラル等にも配慮した上で、適切に活用し、学習の効果を高めるよう努める。

➤ 技術・家庭科

- ・ 生活と技術との関わりについて理解を深め、自ら進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるため、地域や学校、生徒の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 実践的・体験的な学習活動を通して、問題解決能力の育成を図るとともに、勤労観や職業観を育み、協力して生活することの重要性や家庭観などについての健全な考え方を醸成するため、指導の工夫に努める。
- ・ 工夫・創造の能力を高めるための教具の開発と自作資料の作成に努め、生徒の学習意欲の喚起と学習効率の向上を図る。
- ・ 施設・設備の安全管理に努めるとともに、細かい配慮のもとに安全な作業が行われるよう、指導の徹底を図る。
- ・ 調査・研究、実習、観察・実験などにおいては、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 外国語（英語）科

- ・ 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うため、生徒の実態等に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、3年間を見通した効果的な指導計画及び評価計画を作成し、指

導の充実を図る。

- ・ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する観点から、言語の実際の使用場面を考慮した言語活動や、基礎的・基本的な知識・技能の定着が一層図られる指導の充実を図る。
- ・ 生徒の学習状況を適切に把握するための評価を実施し、学習形態や指導方法の工夫改善を行うなど、生徒の実態に応じた指導の充実を図る。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT等の活用により、学習意欲を喚起し、言語や文化への関心を深め、主体的に世界と関わっていこうとする態度が育成されるよう努める。

➤ 言語・数理運用科

- ・ 日常生活に見られる様々な事象について、テキストから目的に応じて必要な情報を取り出し、各教科等で身に付けた知識や経験と関係付けて思考・判断し、自らの考えを適切に表現する力を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や生徒の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 情報を読み取る際には、生徒の発達段階に応じ、目的や意図を明確に把握させた上で、限られた時間に一定量の情報を読み取ったり処理したりする力を育むようにする。
- ・ 思考・判断する際には、十分な時間を確保するとともに、個人、ペア、グループなど様々な学習形態を工夫し、思考を深めるようにする。
- ・ 目的意識をもって表現できるように、誰に対して、どのような形で発信するのかなど、表現の場を工夫するとともに、文・文章、数式・図表・グラフなど多様な表現方法を取り入れるようにする。
- ・ 生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、適切な助言・評価を行うとともに、学習指導の改善の見直しと個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 学習過程のそれぞれの場面で、必要に応じてICTを活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、生徒や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫し、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 生徒が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 学校の教育目標との関連において特別活動の全体構想を明確にし、各教科・道徳、総合的な学習の時間などとの関連を図るとともに、生徒指導の機能やガイダンスの機能を充実させながら、学校として調和のある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 学級活動においては、学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図り、個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うとともに、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的・実践的な活動が助長されるように努める。
- ・ 生徒会活動においては、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、実践的な活動が展開されるように努める。
- ・ 学校行事においては、学校や地域及び生徒の実態に応じて、行事及びその内容を精選して実施するとともに、体験活動を通して、気付いたことを振り返るなどの活動の充実を図る。

▶ 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間の趣旨やねらいに基づき、地域や学校、生徒の実態に応じた特色ある取組を進められるよう、各教科等との関連を図りながら指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や多様な学習に応えられるよう、学習形態や指導体制の工夫、地域の人材や学習機関等の活用、学校内外の学習環境の整備に努める。
- ・ 各学校の指導の目標や内容に基づいて評価の観点を定め、生徒一人一人のよさを生かし、指導に生きる評価の在り方や方法を工夫する。
- ・ 全教職員の共通理解のもとで、創意工夫した学習活動が展開できるよう、校内研修の充実を図るとともに、校内体制を工夫する。
- ・ コンピュータ等の情報機器やネットワークなどのICTを活用するなど、問題解決や探究活動の過程で行われる調査活動を効果的に行い、学習の充実を図る。

4 高等学校教育

本市が設置する高等学校は8校あり、普通科の高等学校4校（全て全日制課程）、商業科の高等学校2校（全日制課程1校、定時制課程1校）、工業科の高等学校1校（全日制課程及び定時制課程併置）、総合学科の高等学校1校（定時制課程及び通信制課程併置）である。

各高等学校において特色ある取組をしており、さらに「魅力ある高校づくり」を推進するため、平成28年11月に策定した「広島市ハイスクールビジョン」及び平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、市立高等学校共通の取組の推進やその魅力の発信、各校専門コース等の充実を図ることとしている。

▶ 基町高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：昭和17年

課 程：全日制課程

第2章 学校教育

設置学科：普通科・普通コース
普通科・創造表現コース

生徒数(平成31年度)：1,089人

<特色>

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、自己の能力と人格を主体的に磨き、優れた知性と品格、生涯にわたって学び続ける力を身に付けることにより、多様化が進む時代の中で、人類の幸福に貢献する崇高な志と未来を切り拓く豊かな創造力を持った有為な人物を育成することを教育目標に掲げている普通科の高等学校である。平成11年に創造表現コースを設置し、芸術の専門性を高めるために、様々な作品展や展覧会を開催するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 舟入高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：昭和24年

課程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・国際コミュニケーションコース

生徒数(平成31年度)：1,042人

<特色>

豊かな人間性に基づく確かな学力を育むことを目指す普通科の高等学校である。広い視野を持ち、主体的に国際社会で活躍できる生徒の育成に取り組んでいる。平成10年に国際コミュニケーションコースを設置し、国際理解教育を推進するため、海外の姉妹校との交流等を推進するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 広島商業高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：大正10年

課程：全日制課程

設置学科：商業科・みらい商業科

生徒数(平成31年度)：707人

<特色>

社会情勢を捉え、みらいを展望する商業教育を展開し、地域社会と平和に貢献するとともに、商業のスペシャリストとしてビジネス分野における新たな価値の創造に挑む人材の育成を目指す商業科の高等学校である。みらい商業科に秘書・観光・販売・情報企画・情報処理・金融・経理・進学の8つのコースを設定し、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるため、模擬株式会社「広島市商ピースデパート」の開催など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島工業高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：大正13年

課程：全日制課程・定時制課程

設置学科：工業科

全日制6学科：機械科、自動車科、電気科、情報電子科、建築科、環境整備科

第2章 学校教育

定時制1学科：工業技術科（2年次から機械コース、電気コース、建設コース）

生徒数(平成31年度)：全日制課程710人、定時制課程28人（定時制課程は、平成30年4月の広島みらい創生高等学校の開校に伴い、平成30年度から入学者の募集を停止しており、平成31年度は3、4年次生が在籍している。）

<特色>

個人の尊厳を重んじ、豊かな人格の完成を目指すとともに、素養に富んだ工業技術者として平和と文化の創造に寄与する人物の育成を目指す、全日制・定時制併置の工業科の高等学校である。ものづくりのスペシャリストを育成するため、専門分野の資格取得を目指して幅広い知識と応用力を養うなど、特色ある取組を実践している。

▶ 大手町商業高等学校

創立：大正8年

課程：定時制課程

設置学科：商業科・ビジネス創造科

生徒数(平成31年度)：122人（平成30年4月の広島みらい創生高等学校の開校に伴い、平成30年度から入学者の募集を停止しており、平成31年度は3、4年次生が在籍している。）

<特色>

思いやりと豊かな心を持ち、自立して生活できる社会人の育成を目指し、マナーと規律を重視し、少人数授業や習熟度別授業など多様な生徒が安心して学べる定時制教育を推進している商業科の高等学校である。平成25年度から「ビジネス創造科」として昼夜2部制の単位制高等学校に移行した。基礎的な学力の定着を図るため、学び直し授業を実施するなど、特色ある取組を実践している。

▶ 沼田高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：昭和60年

課程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・体育コース

生徒数(平成31年度)：951人

<特色>

「自ら学び、考え、行動する力」、「豊かな人間性」、「知徳体の鍛錬に精励する生徒」、「たくましく生き、地域社会に貢献する生徒」の育成を目標とする普通科の高等学校である。トップアスリート及びスポーツ関係指導者を育成するため、平成2年に「体育コース」を設置し、平成26年には、体育コースの寄宿舎を建設している。生徒一人一人の学力の伸長を図るため、習熟度別少人数指導の実施や国公立大学の進学を目指す「フロンティアクラス」を設置するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 美鈴が丘高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：昭和63年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科

生徒数(平成31年度)：715人

〈特色〉

「自己の向上に努める生徒」、「思いやりの心を持った豊かな人間性」、「人として『自覚と責任』のある生き方ができる節度ある生徒」の育成を教育目標とする普通科の高等学校である。思考力・判断力・表現力の育成を図るため、実験や体験を重視した実践的授業、課題研究などの探求的学習、海外の高等学校継続的交流など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島みらい創生高等学校

創 立：平成29年

課 程：フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）

フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）

設置学科：キャリアデザイン科（総合学科）

生徒数(平成31年度)：平日登校コース475人 通信教育コース516人（平成30年4月に開校し、平成31年度は1・2年次生が在籍している。）

〈特色〉

従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われず、生徒の多様なニーズに応じて、午前、午後、夜間の幅広い時間帯の授業や通信教育の中から自由に教科・科目を選択できる定時制課程と通信制課程を併置した単位制の高等学校である。少人数指導や習熟度別指導を導入し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで、基礎的な学力を身に付けさせたり、ソーシャルスキルトレーニングなどの取組を行うことで、コミュニケーション能力を身に付けさせたりするなど、特色ある取組を実践している。

5 中等教育学校教育

本市では、中等教育の一層の多様化を図るため、平成15年4月に安佐北高等学校内に安佐北中学校を新設し、併設型中学校・高等学校として、生徒一人一人の個性を重視した教育を推進してきた。

こうした教育の成果等を踏まえ、中高一貫教育のより一層の充実を図るため、従前の併設型中学校・高等学校から、一つの学校として、6年間一貫した教育計画に基づく特色ある教育活動を継続的に行うことができる中等教育学校へ移行することとし、平成26年4月に広島中等教育学校を開校した。

広島中等教育学校は、新たな時代を見据えた特色ある学校づくりを積極的に推進するとともに、多様な教育の提供を目指す。

➤ 広島中等教育学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：平成26年

課 程：（後期課程）全日制課程

学 科：（後期課程）普通科

生徒数（平成31年度）：699人

〈特色〉

6年間の特色ある一貫教育の中で、高い志を持ち、品格を備えた、グローバル人材の育成を目指す中等教育学校である。多様な考え方を調整し、集団をまとめるリーダーシップ、伝統文化を継承する日本人としての確固たるアイデンティティ、知識基盤社会に生きる知的探究能力、異なる言語を通じて関係を構築するコミュニケーション力を備えた生徒を育成するため、発達段階に応じた探求学習、特色ある英語教育等の特色ある取組を実践している。

6 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な配慮のもとにきめ細かな教育を行うため、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育、あるいは通級による指導を行うとともに、通常の学級等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しても個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

➤ 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障害が比較的重い幼児児童生徒のために、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別に応じて、小学校、中学校、高等学校に対応して、小学部、中学部、高等部がある。また、幼稚部を設置している学校もある。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、教員が家庭や施設、病院などを訪問して指導する訪問教育を行っている。

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして特別支援学校のそれぞれの専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて様々な工夫や配慮のもとに、きめ細かな教育を行っている。

➤ 特別支援学級における教育

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽い、通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり、小・中学校に知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

これらの学級では、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われているが、児童

第2章 学校教育

生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成し、個々に具体的な目標を設定し、個に応じた内容で、きめ細かな配慮のもと指導を行っている。

➤ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うものである。通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視などである。

➤ 通常の学級における特別な教育的支援

小・中学校の通常の学級、幼稚園、高等学校及び中等教育学校の中には、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍していることもある。

これらの幼児児童生徒に対する指導の充実を図るため、園、学校の支援体制の確立に努めている。

7 進路指導

- ・ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、中学校・高等学校でそれぞれ3か年を展望した系統的・計画的な指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う。
- ・ 生徒自身による進路情報の選択・収集や進路相談などを通じて、進路適性の吟味等についての自己理解を深めさせ、生徒自らが望ましい勤労観、職業観と生きる目標を確立し、主体的に進路の選択・決定や自己実現が図れるよう進路指導の充実に努める。
- ・ 進路指導は、学校教育活動全体を通して推進するものであるが、特に学級指導においては、教員と生徒、生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、適切な資料や事例を整え、生徒が主体的に進路を選択することができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 幼・小・中・高等学校及び保護者、地域社会、関係諸機関との連携を図り、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。

8 国際理解教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

初等中等教育段階において、全ての子供たちが、「異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力」、「自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立」、「自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力」を身に付けることを基盤として、国際社会

第2章 学校教育

において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することをねらいとする。

9 環境教育

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

- ・ 学校における環境教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等と相互の関連を図りながら教育活動全体を通じて行うものとする。
- ・ 幼児児童生徒の発達段階や地域の自然・社会環境の実態に応じた指導の工夫を行い、環境の改善や保全、創造に主体的に働き掛ける態度や、参加のための行動力の育成を図る。

10 情報教育

- ・ 児童生徒が知識基盤社会に適切に対応できるよう、情報活用能力の育成を図る。
- ・ ICTの活用による個に応じた指導を行うことにより、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成を図る。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを活用した教育活動を通して、児童生徒の情報モラルの育成を図る。

11 学校図書館教育

- ・ 学校図書館教育について、教職員の共通理解を図り、読書活動の全体計画・年間指導計画を作成し、積極的・計画的な図書館利用を進める。
- ・ 児童生徒の発達段階や学習内容を考慮し、必要な図書や資料の整備など学校図書館機能の充実に努め、教育活動の効果的な展開を図る。
- ・ 原則2中学校区に1名の学校司書を配置し、担当する小・中学校を定期的・計画的に巡回する。
- ・ 図書ボランティアの知識・技能や実践力の向上を図り、児童・生徒の読書活動を一層推進する。

12 文化芸術活動の充実

➤ 文化の祭典

学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化

第2章 学校教育

都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全育成を図る。

【平成31年度 実施状況】

① 小学校の部

開催日：令和元年12月7日（土）～12月19日（木）

場 所：広島文化学園HBGホール、JMSアステールプラザ、西区民文化センター

内 容：授業等の成果の公開

② 中学校の部

開催日：令和元年10月26日（土）～11月10日（日）

場 所：JMSアステールプラザ、中央公民館

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

③ 高等学校の部

開催日：令和2年1月8日（水）～1月12日（日）

場 所：西区民文化センター

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

➤ 小学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 中学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校の運動部に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

13 道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

- ・ 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、「特別の教科 道徳」をはじめとして各教科、特別活動及

び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導に努める。

- ・ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。

第2章 学校教育

- ・ 校長を中心とした全教師の指導・協力体制を確立するとともに、道德教育の目標と学校教育目標との関連の明確化を図り、あわせて道德教育の全体計画及び「特別の教科 道德」の年間指導計画の工夫改善に努める。

14 人権教育

児童生徒の発達段階に応じながら、それぞれの学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を進め、互いの人権を尊重し、「共に生きる社会」の形成に向けて行動する児童生徒を育成する。

その際、人権尊重の精神の育成、学力の向上をめざした基礎・基本の習得、自尊感情の育成の三点を重視し、以下により指導の充実を図る。

また、人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保することにも留意する。

- ・ 人権教育の指導内容や方法等の改善及び研修や相談体制の充実を図る。
- ・ ボランティア活動や自然とふれあう活動、高齢者や障害者等との交流活動などの多様な体験活動の機会の充実を図る。

15 平和教育

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。

- ・ 本市が、人類として最初に原爆の惨禍を体験した事実を学びつつ被爆都市であるという意味を認識させ、ヒロシマの使命と責務を自覚させるとともに、平和を希求する心情と意欲を養う。
- ・ 生命の尊さと人間の尊厳を理解させ、人間尊重の精神を日常生活の中に生かし、進んで平和的な国際社会に貢献するための基盤としての道徳性を養う。
- ・ 基本的人権と社会生活についての理解や認識を深め、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質を養う。
- ・ 望ましい集団活動を通して、連帯意識を深め、他の成員と協力して平和的な国際社会を実現していく自主的、実践的な態度を養う。
- ・ 世界平和を実現し人類の福祉を増進するためには、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの重要性を認識させ、国際理解を深め、国際協調の精神を養う。
- ・ 各種の資料を活用し、戦争や原爆についての科学的な理解を深め、公正な判断力を培うとともに、学習した内容を適切に表現し、進んで世界平和の実現に貢献しようとする能力と態度を養う。

II 学校保健・体育

1 体育・スポーツ活動の充実

(1) 各種講習会・研修会の開催

➤ 体力づくり講演会

- ① 実施時期 令和2年1月28日（火）
- ② 開催場所 広島市西区地域福祉センター
- ③ 対象 小・中・高・中等教育・特別支援学校教員
- ④ 目的 学校における体力向上の取組の充実向上を図る。

(2) 記録会、体育大会等の開催

➤ 第59回 広島市小学校児童水泳記録会

- ① 開催日 令和元年8月3日（土）
- ② 開催会場 総合屋内プール（ひろしんビッグウェーブ）
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 水泳競技（10種目）の記録会
- ⑤ 参加人数 962人

➤ 第55回 広島市小学校児童陸上記録会

- ① 開催日 令和元年10月26日（土）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 陸上競技（8種目）の記録会
- ⑤ 参加人数 1,010人

➤ 平成31年度 広島市中学校選手権大会

- ① 開催期間 平成31年4月13日（土）～令和元年6月22日（土）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 第67回 広島市中学校総合体育大会

- ① 開催期間 令和元年6月22日（土）～9月1日（日）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

第2章 学校教育

➤ 平成31年度 広島市中学校新人体育大会

- ① 開催期間 令和元年9月14日（土）～令和2年1月18日（土）
- ② 開催場所 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対 象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の1・2年生
- ④ 内 容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 第34回 広島市立高等学校総合体育大会

- ① 開催期間 令和元年7月27日（土）～8月21日（水）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対 象 市立高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の生徒
- ④ 内 容 陸上競技ほか10種目の競技

(3) 運動部活動の充実

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校の文化部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

➤ 高等学校運動部活動指導者招へい事業

- ① 目 的
市立高等学校の運動部活動に対し、専門的技術指導力を備えた指導者を招へいすることにより、技術力の向上を促進するとともに運動部活動の活性化を図る。
- ② 内 容
1人当たり年間70時間を限度として、各校全日制課程に1人の指導者を派遣する。

(4) 野外活動の充実

- ① 基本方針
野外活動は、教育課程上、学校行事に位置付けられる教育活動であり、実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、自然や文化に親しむなど望ましい体験を積むことができるようにする。
- ② 実施学年
原則として小学校は5年生、中・高等学校は1年生
- ③ 日 数
3泊4日以内

(5) 体育科・保健体育科の授業の充実

➤ D○スポーツ指導者招へい事業

- ① 目 的
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にプロのスポーツ選手や競技経験者等を招き、運動やスポーツに興味・関心を持たせる直接指導を受けることにより体力の向上や競技力の向上を図り、生涯にわたって運動を実践していくための基礎を培う。

② 対象

市立小学校、市立中学校、広島特別支援学校小学部
沼田高等学校・普通科体育コース

③ 招へい数

小学校（90校）

沼田高等学校・普通科体育コース 年間105時間（3時間程度1回）

④ 指導者

プロのスポーツ選手や競技経験者

2 保健・安全教育の充実

(1) 各種研修会の開催

➤ 学校保健研修会

【講演】「学校における感染症の対応について」

講師：国立感染症研究所 感染症疫学センター 第三室 室長 多屋 馨子

① 開催日 令和2年1月21日（火）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 救急処置に係る研修会

【講演】「広島市の救急と応急手当について」

講師：広島市消防局警防部救急課救急教育担当課長 中田 徹

【報告】「広島市の学校管理下における救急搬送事案について」

担当：健康教育課 大庭 浩一 指導主事

① 開催日 令和元年7月18日（木）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 養護教諭研修

【講演・演習】「児童生徒の現代的な健康課題への対応」

講師：びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科 教授 岩崎 信子

① 開催日 令和元年9月20日（金）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭

➤ 新規採用養護教諭研修

新任養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

第2章 学校教育

- ① 実施時期 実施計画に基づいて平成31年度中に実施（校内15回、校外15回）
- ② 開催場所 教育センター ほか
- ③ 対 象 市立学校の新規採用養護教諭

➤ 中堅養護教諭資質向上研修

養護教諭等として在職期間が10年に達した者に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施し、養護教諭としての専門的知識・技術を高めるとともに、その資質の向上を図る。

- ① 実施時期 実施計画に基づいて平成31年度中に実施（校内3日間、校外10日間）
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対 象 養護教諭等として在職期間が10年に達した者

➤ 子どもの安全に係る研修

【講演】「防災気象情報とその利用」

講師：広島市地方気象台 統括予報官 大谷 修一

「平成30年7月豪雨災害における対応について」

講師：広島市立深川小学校 校長 原 義喜

広島市立矢野小学校 校長 廣本 典子

- ① 開催日 令和元年5月31日（金）
- ② 開催場所 広島平和記念資料館 東館 地下1階 メモリアルホール
- ③ 対 象 市立小・中・高等学校長、幼稚園長、広島特別支援学校校長

➤ 防災教育の充実を図るための教職員研修

【講演】「経験したことのない大雨、その時どうする？」

講師：広島地方気象台 職員

- ① 開催日 令和元年7月29日（月）
- ② 開催場所 中区地域福祉センター 大会議室
- ③ 対 象 市立高等学校及び広島特別支援学校高等部の教職員（安全担当者）

【講演】「防災教育のねらいと展開」

講師：豊後大野市立緒方小学校 校長 高山 浩昭

- ① 開催日 令和元年7月31日（水）
- ② 開催場所 まちづくり市民交流プラザ 研修室ABC
- ③ 対 象 市立小学校及び広島特別支援学校小学部の教職員（安全担当者）

【講演】「幼稚園でできる防災教育」

講師：三原赤十字病院 事務部長 脇谷 孔一

- ① 開催日 令和元年8月2日（金）
- ② 開催場所 広島市教育センター3階 第9研修室
- ③ 対 象 市立幼稚園の教職員（安全担当者）

第2章 学校教育

【講演】「中学校における防災教育のねらいと展開」

講師：豊後大野市立緒方中学校 教諭 西森 理香

- ① 開催日 令和元年8月8日（木）
- ② 開催場所 まちづくり市民交流プラザ 研修室ABC
- ③ 対象 市立中学校及び広島特別支援学校中等部の教職員（安全担当者）

(2) 保健・安全対策の充実

➤ 学校安全

各学校で、年間の学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全に関する安全管理、安全教育、組織活動）を作成し、組織的、計画的に学校安全活動を実施している。

➤ 学校保健

各学校で、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、年間の学校保健計画（保健管理、保健教育、組織活動等）を作成し、組織的、計画的に学校保健活動を実施している。

➤ 保健・安全教育

各学校で、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、教科及び特別活動などにおいて、歯・口の健康づくり、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、安全教育などを計画的に実施している。

(3) 安全点検、環境衛生検査等の徹底

➤ 安全点検

各学校で、広島市立学校安全点検実施要領に基づき、学校の施設、設備の安全点検を行うことにより、安全管理の徹底に努めている。

➤ 学校環境衛生検査

各学校では、学校保健安全法及び「学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）」（文部科学省）に基づき、学校薬剤師の協力のもと、環境衛生検査を実施し、学校の環境衛生の保持に努めている。

Ⅲ 学校給食

(1) 学校給食の意義・役割

① 意義（学校給食法第1条）

児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

② 目標（学校給食法第2条）

- ・ 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- ・ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- ・ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- ・ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- ・ 食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導く。

(2) 学校給食の実施状況

小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校の計 207 校において、次のいずれかの方式により完全給食を実施している。

※ 完全給食：給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずの給食

① 自校調理方式（小学校 118 校、中学校 8 校、特別支援学校 1 校）

学校の調理施設において調理した給食を、児童生徒全員に提供する方式
（隣接する学校の調理施設において調理する親子方式の学校を含む。）

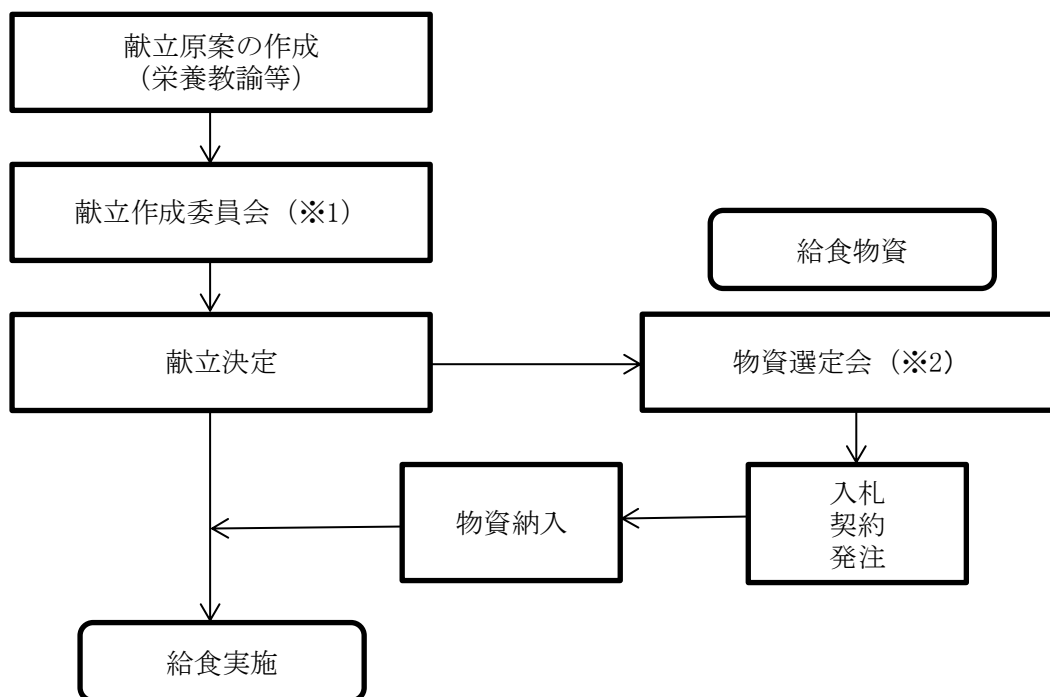
② センター方式（小学校 24 校、中学校 13 校）

地域の学校給食センターで複数校分をまとめて調理した給食を、各学校に配送して児童生徒全員に提供する方式

③ 民間調理委託（デリバリー給食）方式（中学校 42 校、中等教育学校 1 校）

民間調理施設で調理し各学校に配送する、主食と副食を 1 人分ずつランチボックスに入れた給食の提供を、家からの持参弁当と選択する方式

(3) 学校給食が実施されるまで



※1 献立作成委員会

自校調理方式、センター調理方式、民間調理委託（デリバリー給食）方式の各方式別に設置した委員会を年3回ずつ開催し、栄養教諭等が作成した献立原案を、栄養価、衛生面、調理作業面などから審査し、学校給食の献立として決定している。

様々な視点から審査するため、学校長、給食担当教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員、学校給食センター職員、調理委託業者、PTA役員、一般財団法人広島市学校給食会職員で委員会を構成している。

※2 物資選定会

一般財団法人広島市学校給食会では、毎月物資選定会を開催し、事前に適正な業者として登録を受けた納入業者から提出された品物を、「学校給食用食品の規格・品質表」に合致しているか審査している。

(4) 学校給食費

学校給食にかかる経費のうち、本市が調理に伴う人件費や光熱水費、施設整備費、食器などの消耗品費等を負担し、残る食材料費を学校給食費として保護者の負担としている。

【平成31年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担費用）】

小学校・特別支援学校小学部 250円

中学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部 300円

IV 学校の管理運営

1 学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入園料・入学料

(1) 休業日

① 各学校共通（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日

② その他の休業日

区分	学年始休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日	その他
幼稚園	4月1日～ 4月7日	7月20日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	園長が必要と認める日
小学校 中学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	—
高等学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	校長が必要と認める日
中等教育学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	
特別支援学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	

※ 教育上必要があると各園長・校長が認める場合、その他特別の事情があるときは、休業日を変更することがある。

(2) 授業料・受講料

① 幼稚園（令和元年9月まで）

月額：0～8,800円（園児の属する世帯の市町村民税所得割額等により決定）

② 高等学校（保護者全員の住民税所得割額（合算）が507,000円以上の場合等に徴収）

・ 全日制の課程

月額：9,900円

・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程）

月額：530～2,500円（履修単位数により異なる）

・ 広島みらい創生高等学校

平日登校コース 1単位につき：1,740円

通信教育コース 1単位につき：330円

③ 中等教育学校の後期課程

月額：9,900円

(3) 聴講料

高等学校の定時制の課程等の特定の科目を聴講する場合に徴収

第2章 学校教育

- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 1単位につき 1,500円
- ・ 広島みらい創生高等学校 平日登校コース 1単位につき 1,740円
通信教育コース 1単位につき 330円

(4) 入学者選抜料

① 高等学校

- ・ 全日制の課程 2,200円
- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 950円
- ・ 広島みらい創生高等学校 950円

② 中等教育学校 2,200円

(5) 入園料・入学料

① 幼稚園（令和元年9月まで） 5,650円

② 高等学校

- ・ 全日制の課程 5,650円
- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 2,000円
- ・ 広島みらい創生高等学校 1,100円

③ 中等教育学校の後期課程 5,650円

2 指定学校変更許可基準

学年の中途に転居の予定がある場合など、以下の「指定学校変更許可基準」に該当する場合は、指定された小・中学校の変更を許可する。

- ・ おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
- ・ 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
- ・ 下校後保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小学校への通学を希望する場合
- ・ 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
- ・ 院内学級（※1）設置病院へ入院し、院内学級への入級が適当な場合
（※1）院内学級：一部の病院内に設置された入院中の小・中学生のための学級
- ・ 指定学校変更許可区域（※2）に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
（※2）指定学校変更許可区域：学区の境界付近で町内会活動などの理由から設けられた一部の地域
- ・ いじめ、不登校又は身体的理由等やむをえない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
- ・ 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて、筒瀬小学校、似島小学校又は似島中学校へ通学する場合

V 就学の援助・奨励

1 就学援助

経済的な理由によって就学に支障を来すことのないよう、児童・生徒の保護者に対して、学校に必要な学用品などの経費について援助する。

平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象としている。

【就学援助の受給者数等】

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(予算)
受給者数	広島市立	27,240人	26,956人	25,796人	25,441人
	国立・県立・私立	390人	397人	403人	448人
	合 計	27,630人	27,353人	26,199人	25,889人
受給率	広島市立	28.8%	28.5%	27.3%	26.9%
	国立・県立・私立	5.7%	5.9%	6.0%	6.6%
	合 計	27.3%	27.0%	25.9%	25.6%
支給額	広島市立	20億463万4千円	21億9,310万4千円	20億5,477万5千円	20億8,907万7千円
	国立・県立・私立	1,888万6千円	2,300万2千円	1,881万5千円	2,548万8千円
	合 計	20億2,352万円	22億1,610万6千円	20億7,359万円	21億1,456万5千円

2 私立幼稚園就園奨励費

幼稚園教育の振興を図るため、市内に居住する幼児を私立幼稚園へ通園させている保護者に、各幼稚園を通じて、保育料・入園料に対する助成を行う。(令和元年9月まで)

【私立幼稚園就園奨励費の決算額等】

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(予算)
決 算 額	14億7,361万9千円	13億9,334万5千円	13億3,238万9千円	6億1,493万2千円
(国庫補助額)	(4億4,905万円)	4億3,938万1千円	(4億4,077万7千円)	(2億377万2千円)
対 象 人 数	11,850人	10,931人	10,276人	9,425人

VI 私立学校への助成

私立学校の果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減等、私立学校の振興などを目的として、以下のような助成を行っている。

(1) 私立中学校

- ① 対象校 11校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費

(2) 私立高等学校

- ① 対象校 21校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・部活動の全国、中国大会への出場における生徒引率旅費、指導者招へいに要する経費及び指導教員の研修に係る経費

(3) 私立幼稚園

- ① 対象園 90園
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・日本私立学校振興・共済事業団等からの施設整備資金借入金の利子の支払に要する経費
 - ・私立幼稚園就園奨励費の交付にかかる事務費

(4) 外国人学校

- ① 対象校 1校
- ② 対象経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費

I 家庭・学校・地域社会における青少年の育成・成長支援の推進

1 青少年をはぐくむ地域づくりの推進

(1) 青少年健全育成連絡協議会等の関係団体の活動支援

家庭、学校、地域全体で子どもたちを支えはぐくんでいくことは、今後ますます重要であり、引き続き、青少年健全育成連絡協議会、PTA、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。

(2) 少年団体活動の推進

少年期から異年齢集団に加わり、仲間とともに団体活動の体験をすることは、少年の豊かな人間形成を図るうえで重要な意味を持っている。

少年団体には、地域社会を活動の拠点とする子ども会と、ボーイスカウトやガールスカウトなどのように、それぞれ団体固有の目的を持って独自の活動を行うものがある。

少年期の団体活動の重要性に鑑み、少年の健全育成の観点から、これら少年団体の活動を支援するとともに、指導者の養成に努める。

① 団体活動の援助

各種少年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施に当たっての指導・助言を行う。

② 指導者・リーダーの育成

各青少年教育施設において少年団体指導者、子ども会育成指導者、レクリエーションリーダー・ジュニアリーダー等の育成と資質向上を図るため、各種の研修会・講習会を開催する。

③ 子ども会育成指導員

各小学校区で原則2名に子ども会育成指導員を依頼し、家庭・学校・地域社会の連携を深めながら、地域の子どもの健全育成を図る。

ア 職務

- ・ 子ども会活動の連絡調整
- ・ 子ども会に対する指導助言
- ・ 学区内関係団体との連絡調整
- ・ 学校体育施設開放時の指導助言
- ・ その他、少年教育の振興

イ 指導員数

101 学区 194 人（令和元年9月現在）

(3) 青年団体活動の推進

団体活動を行い、多くの仲間と接することで、他人の良さを認め、自己を知ることができる。孤立しやすい青年期の団体活動は、特に重要である。

青年の豊かな人格形成をめざして充実した青年活動を促進するとともに、コミュニティづくりのため、青年の地域活動への参加を促していく必要がある。

こうした観点から青年団体・グループの活動を援助するとともに、リーダーの養成に努める。

① 団体活動の援助

各種の青年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施にあたって指導・助言を行う。

② リーダーの養成

青少年センターなどの青少年教育施設において、青年リーダー、レクリエーションリーダー等の養成を図るための研修会を開催する。

③ グループ・サークル活動の奨励と育成

青年の多様な学習要求に対応するため各青少年教育施設において、青年の自主的なグループ・サークル活動を支援する。

(4) 「こども110番の家」の設置推進

市民総ぐるみで子どもたちの安全を確保し、より良好な地域環境をつくるため、「こども110番の家」を設置し、地域全体で温かく子どもたちを見守る運動を進めており、12,860か所（令和元年8月末現在）設置されている。

(5) 青少年健全育成の市民啓発と活動の推進

青少年の健全育成を広く市民に啓発し、健全育成活動への参加を促進するため、次の施策を実施する。

・青少年によい環境をあたえる運動（7月）

・青少年健全育成強調月間（11月）

青少年健全育成市民大会の開催

区青少年健全育成大会の開催

・「青少年からのメッセージ」の募集

2 子どもの遊び場と居場所づくりの推進

異年齢集団や自然の中での様々な体験は、心豊かでたくましい青少年をはぐくむうえで必要かつ有効であることから、こうした機会の提供を進めていく。

(1) 児童館

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、116館（令和元年5月1日現在）を整備している。

① 事業内容

遊戯室・図書室・工作室などを備え、遊具やボールを使った遊び、季節行事やスポーツ行事などを実施する。

② 対象

小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等

③ 開館時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土・日曜日：午前10時～午後4時、
- ・長期休業中等学校休業日：正午～午後6時30分

④ 休館日

- ・第1・3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日及び3日、12月29日～31日

(2) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に児童館や小学校の教室などにおいて、広島市放課後児童クラブを258クラス（令和元年5月1日現在）で実施している。

また本市補助制度による民間放課後児童クラブを49クラス（令和元年5月1日現在）で実施している。

① 開設時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土曜日：午前8時30分～午後5時
- ・長期休業中等学校休業日（※）：午前8時30分～午後6時30分

（※）夏休みなどの長期休業中（土曜日を除く）に限り、希望者を対象として朝の開設時間の延長（午前8時～午前8時30分）を有料で実施している。

② 休所日

- ・日曜日
- ・第2土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日～4日
- ・広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日
- ・12月29日～31日

(3) 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後等の小学校施設等を利用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を推進することを目的に、6小学校区（平成31年4月1日現在）で実施している。

(4) ちびっこ広場の整備

街区公園や近隣公園、学校の体育施設開放事業を補い、遊びを通して幼児及び小学校低学年児童

第3章 青少年の育成・成長支援

の心身の健全な発達を図ることを目的として、ちびっこ広場を整備している。このちびっこ広場は、本市が公有空閑地を利用して直接整備するものと、社会福祉協議会が民有空閑地にフェンス等を整備助成し、遊具を貸与したものがある。

【ちびっこ広場設置数(平成31年4月1日現在)】

本市所管：127 か所

社会福祉協議会所管：48 か所

(5) 広島っ子わくわくホリデー事業

土・日曜日や祝日等を実施される子どもや親子を対象とするイベントの情報をホームページにより提供する。

II 青少年問題の解決に向けた取組の推進

1 不登校児童生徒数・いじめの認知件数

【市立学校における不登校児童生徒数（30日以上）】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
人数	1,150	1,119	1,122	1,114	973	969	996	967	962	1,124	1,355

※小・中学校・中等教育学校（前期）の人数

【市立学校におけるいじめの認知件数】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	227	160	233	217	574	262	679	576	1,029	2,087	4,459

※小・中・高等学校・中等教育学校の件数

<参考>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条（平成25年9月28日施行））

2 いじめに関する総合対策

平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る「広島市いじめ防止対策推進審議会」の答申に示された提言を踏まえ、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持して、児童生徒の変化に気付くことができるよう個々の教職員の感度を高め、「いじめ見逃しゼロ」を目指すとともに、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「認知したいじめへの適切な対応」、「教職員の資質能力の向上」、「関係機関との連携」の五つの柱の取組を着実に進める。

➤ いじめの未然防止

- ① 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成
 - ・ 「特別の教科 道徳」を含む各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。
- ② 自ら善悪を判断し行動する力の育成
 - ・ いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を解決する主体的な児童会、生徒会活動の充実を図る。
 - ・ 総合的な学習や特別活動などの時間の学習を通して、児童生徒が対人関係を円滑にするためのスキル教育の実施によるコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

③ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成

- ・ 家庭、地域と学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめ防止に向けた市民参加の取組を促進することにより、「いじめを生まない支持的風土」を醸成する。

➤ **いじめの早期発見**

④ 早期発見・早期対応の強化

- ・ 早期発見・早期対応に向け、各学校における生徒指導体制を強化する。
- ・ 早期発見のために、市ホームページ上に「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。
- ・ 近年深刻化しているネット上のいじめの発見に向けた体制を整備する。

➤ **認知したいじめへの適切な対応**

⑤ 専門家や関係機関との連携

- ・ 心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、元警察官である生徒指導支援員を配置し、必要に応じて連携を図ることにより、いじめへの適切な対応に資する。

➤ **教職員の資質能力の向上**

⑥ 研修による教職員の資質能力の向上

- ・ いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教職員間の適切な連携による組織としての力量の向上が大切であるため、研修を通じて教職員の資質能力の向上を図る。

➤ **関係機関との連携**

⑦ いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の強化

- ・ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を強化する。
- ・ 「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報交換や対応方針などの協議を行い児童生徒及び保護者への支援の在り方等について連携を図る。
- ・ 本市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。

3 総合的な相談体制の整備・充実

(1) 青少年総合相談センター等の整備

非行・いじめ・不登校など、青少年を取り巻く状況は深刻化しており、家庭・学校・地域社会・行政が一体となり課題を共有化し、ともにその機能を発揮して青少年問題の解決にあたることが重要である。こうしたことから、平成11年4月、青少年問題への対応・相談機能を一元化した「青少年総合相談センター」を開設し、家庭・学校・地域社会が一体となった育成・成長支援の推進を図っている。

第3章 青少年の育成・成長支援

さらに平成15年5月、「暴走族加入防止・離脱相談センター（現暴走族・少年非行防止相談センター）」を開設するとともに、平成27年4月、教育委員会職員、広島県警察職員が常駐し、連携して少年相談等を行う「少年サポートセンターひろしま」を開設し、センターの相談機能の充実を図っている。

(2) 青少年の総合相談

青少年総合相談センターにおいて、幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題などあらゆる相談に専門の相談員が対応している。

① 青少年相談

不登校、ひきこもり、進路、友達関係、子育て、子どもへの関わり方などについての相談

② いじめ110番

「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どものSOS」に関する相談

③ 障害のある子どもについての就学・教育相談

障害のある幼児児童生徒の就学や教育上の諸課題についての相談を青少年総合相談センターと市児童総合相談センター内の分室で行う。

【青少年相談・いじめ110番件数】

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数											
電 話	2,102	2,015	1,709	1,588	2,246	1,901	1,784	1,647	1,819	1,809	2,313
面 接	2,138	1,967	1,959	1,822	1,513	1,094	1,123	1,121	1,094	852	782
合 計	4,240	3,982	3,668	3,410	3,759	2,995	2,907	2,768	2,913	2,661	3,095

【障害のある子どもについての就学・教育相談】

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件 数	3,212	3,272	3,402	3,533	3,581	3,789	3,925	4,522	4,211	4,495	4,518

(3) スクールカウンセラーの配置

全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員への助言や児童生徒、保護者へのカウンセリングを行う。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

拠点校及び事務局に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭・地域といった児童生徒を取り巻く環境に働きかけるなどの支援を行う。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施

- 不登校・不登校傾向の児童生徒への早期対応に努めるとともに、いじめ等に関する緊急的な対応を行うなど、児童生徒の個々の状態に応じたより一層きめ細やかな支援を実施する。

第3章 青少年の育成・成長支援

- ・ ふれあいひろば推進員が、校内において、担任等と連携しながら、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、相談活動等の支援を行うとともに、ひきこもりの児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒や保護者の相談に応じる。

(2) 「適応指導教室」の運営

不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰の支援を目的として、市内4か所で運営している。

名 称	場 所
ふれあい教室 ・ 中	市役所北庁舎別館内
ふれあい教室 ・ 北	安佐北区総合福祉センター内
ふれあい教室 ・ 西	五日市公民館内
ふれあい教室 ・ 東	こども療育センター愛育園内

(3) 学校問題解決支援事業の実施

生徒指導支援員を学校に派遣し、問題行動等を起こす児童生徒や学校への支援を実施する。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組の推進

(1) 非行防止活動（環境点検・補導活動）

各地区の青少年指導員771人（平成31年3月31日現在）が地域の実状に応じて、自主的計画により地域内を巡回し、問題行為少年の早期発見、早期指導に努めるとともに、地域環境の点検・浄化活動を行う。

【地区補導実施状況】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指導員設置地区数	135地区	135地区	135地区	135地区	133地区	133地区	133地区
実施回数	3,387回	3,354回	3,349回	3,314回	3,313回	3,326回	3,279回
従事指導員延べ数	17,814人	17,422人	17,436人	17,338人	17,166人	17,083人	16,939人
補導少年数	2,266人	1,798人	1,641人	1,507人	1,892人	1,502人	1,112人
環境点検総数	43,627件	44,691件	43,890件	41,703件	43,477件	41,976件	42,364件

(2) 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、電子メディアの長時間の使用が基本的な生活習慣の形成を阻害したり、インターネットが犯罪に巻き込まれるきっかけになったりするなど大きな問題を生み出しており、テレビ、インターネット、携帯電話など電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりが重要な課題となっている。

このため、本市では、「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を平成20年3月に制定し、同年7月1日に施行した。

また、近年のスマートフォンを始めとするインターネット接続機器の急速な普及やこれに伴うインターネット利用の急増など、青少年を取り巻く電子メディア環境の急激な変化を踏まえ、条例に

基づく「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を平成25年8月1日に改正した。

前述の条例に基づき、保護者、学校等、市民、事業者と連携した取組を推進する。

【主な実施事業】

- ・ 携帯電話・スマートフォン等の“10^テオフ運動”の推進
- ・ 電子メディア・インストラクター養成講座の実施
- ・ 電子メディアに関する講習会の開催
- ・ ノー電子メディアデー強化月間の実施

6 ひきこもりがちな青少年への支援

青少年の自立支援事業

ひきこもりがちな青少年に対し、小規模作業所等における就労体験やボランティア体験等への参加を支援することにより、精神的・経済的な自立を促進する。

Ⅲ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

警察、学校、地域団体及び保護者等と連携し、暴走族等への加入防止や非行少年等の立ち直り支援などに取り組むことにより、青少年の健全な育成を図る。

1 非行少年の検挙・補導状況

広島市域の非行少年の検挙・補導状況は、平成30年は458人で、前年に比べ169人、27.0%減少している。検挙・補導した少年のうち小学生以下が23.6%、中学生が38.0%を占め、非行総数の61.6%を占めており、依然として低年齢少年による非行が顕著である。

区 分		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
総 数		1,402	1,301	1,243	796	731	627	458
内 訳 (人)	刑法犯少年	1,273	1,175	1,131	672	641	549	401
	特別法犯少年	127	121	109	120	81	72	57
	ぐ犯少年	2	5	3	4	9	6	0

〈凡例〉

刑法犯少年：刑法（暴力行為等処罰に関する法律などの特別法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と、刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

特別法犯少年：刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。ただし、この資料では交通関係法令違反を除いている。

ぐ犯少年：次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする^{おそれ}のある少年をいう。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

（出典：広島県警察本部資料）

2 「少年サポートセンターひろしま」の運営

教育委員会と県警察が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に市役所北庁舎別館内に設置した教育委員会職員と警察官等が常駐する少年サポートセンターひろしまを活動拠点として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

(1) 教育委員会・県警察連携事業

① 少年相談・立ち直り支援

電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度に応じ、又は就労支援が必要な場合等に、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。

また、相談内容を分析し、特定の問題（性非行、万引き、ネット依存）についての問題別思春期セミナーを開催する。

② 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、大学生を始めとするボランティアの協力も得ながら個別の学習支援を行う。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とした体験活動を実施する。

③ 生徒指導上の課題を抱える学校への支援

県警察スクールサポーターとして委嘱された自立支援相談員等を中学校等に派遣し、非行防止や学校支援に取り組む。

④ 街頭補導活動

教育委員会、県警察及び青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組む。

(2) 教育委員会単独事業

① ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せ専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、暴走族に関する情報やその他犯罪性のある情報については、県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。

② 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図る。

IV 青少年の自己実現と社会の担い手づくりにつながる社会参加活動の推進

1 協働の理念に基づくまちづくり活動の推進

平成31年度成人祭の実施

- ① 目的
新成人の門出を祝福するとともに、成人としての自覚を促し、将来を激励する。
- ② 対象
平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた広島市民
《対象者数(令和元年10月31日現在)》
12,239人(男:6,233人、女:6,006人)
- ③ 実施日時・場所
令和2年1月13日(成人の日) 10:00~14:00(開場11:00)
広島サンプラザホール
- ④ 内容
11:45~12:45 成人式(オープニング・式典)

2 青少年の多様な社会参加の推進

(1) 広島・長崎市児童生徒平和のつどい

被爆都市である両市の児童生徒が相互に訪問し合い、平和学習を通じて平和意識の高揚を図るとともに、世界恒久平和の実現に貢献する意欲と態度を育む。また、集団生活や体験学習を通じて、友情と親睦を深めるとともに、自主性や社会性を育てる。さらに、青少年リーダーとしての指導力や実践力を養う。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年8月23日(金)~8月25日(日)[2泊3日]

開催場所：広島市内

参加者：広島市 43名〔児童生徒27人(小学生17人、中学生10人)、シニアリーダー(高校生)5人、指導者11人〕

長崎市 36名〔児童生徒19人(小学生12人、中学生7人)、シニアリーダー(高校生)5人、指導者12人〕

内容：歓迎セレモニー、平和学習(原爆慰霊碑への献花、原爆の子の像への折鶴奉納、フィールドワーク、広島平和記念資料館の見学)、平和のつどい(キャンプファイヤー)、お別れセレモニー 等

(2) 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

海外への派遣や、海外からの受入れを通じて、幅広い国際的視野と豊かな国際感覚を持つ青少年の育成に取り組む。

① 青少年国際平和未来会議の開催

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換しあうことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高め、グローバル人材の育成を図る。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年8月4日（日）～8月12日（月）〔8泊9日〕

開催場所：広島市内及びその周辺

参加者：広島市 22人〔指導者3人、青少年19人（高校生7人・大学生12人）〕

姉妹友好都市12都市 30人〔指導者6人、青少年24人（高校生8人・大学生16人）〕

内容：グループディスカッション、ホームステイ、平和学習（被爆体験伝承講話、平和記念式典参列、広島平和記念資料館見学）、高等学校訪問（部活動体験等）、宮島散策、盆ダンス等

② 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市の姉妹都市である韓国大邱広域市と本市の青少年が相互に訪問し、生活を共にしながら交流を行うことにより、両市の青少年の相互の友情を深め、平和意識の醸成を図る。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年7月25日（木）～7月29日（月）〔4泊5日〕

開催場所：韓国 大邱広域市

参加者：広島市 18人〔指導者3人、青少年15人（中学生4人、高校生11人）〕

大邱広域市 22人〔指導者6人、青少年16人（中学生9人、高校生7人）〕

内容：伝統文化体験（韓服・伝統礼儀・伝統あそび）、VR体験、ホームステイ等